

鎌倉グリーンハイツ「飼い主の会」会則 (2016.11.現在)

第1章 組織

第1条 本会は「飼い主の会」と称し、平成17年5月に開催された第22回通常団地総会にて承認された犬・猫を飼育する居住者によって構成された団体である。

第2条 犬または猫を飼育する居住者は、すべて本会に入会しなければならない。

第3条 犬または猫以外のペット飼育居住者及びペットを飼育していない居住者（以下、非飼い主という）の入会は任意とする。

第2章 目的

第4条 本会は、以下のことを目的として活動する。

- (1) 会員相互のコミュニケーションを図る。
- (2) 飼い主のモラルの向上を図ると共に、管理規約第21条を遵守する。
- (3) 非飼い主との融和を図る。

第3章 入退会

第5条 犬または猫を飼育する場合には、予め「飼い主の会」に申し出て、承認を得る。

第6条 承認後、飼い主の会に「入会届」を提出する。

第7条 転居や死亡等の理由によって、犬、猫の飼育を取り止めた場合には、飼い主の会にその旨申し出て、退会の手続きを行う。

第8条 退会后、新たに犬または猫を飼育する場合には、第5条に従い、改めて飼い主の会に「入会届」を提出する。

第9条 会員が新たに犬または猫を増やす場合においても、第5条、第6条に基づく。

第4章 世話役

第10条 飼い主の会を運営していくにあたり、総務・企画、庶務、防災・保護、会計等の役割を受け持つ、世話役を置く。

第11条 世話役は、飼育頭数を考慮したうえで会員を4ブロックに分け、各ブロックから2名選出する。選出の仕方は、ブロック毎の互選とする。

第12条 世話役の人数は、原則8名とするが、諸般の事情によって前後を認める。

第13条 世話役の任期は、原則2年とする。再任は認める。

第14条 世話役が転居した場合や飼育している犬または猫が亡くなった場合には、世話役を辞することを原則とするが、本人の意思や残任期間等を考慮して、任期まで留任できる。

2 世話役が欠け、飼い主の会の運営に支障を来す場合には、辞した世話役のブロックから後任の世話役を選出する。

第15条 世話役の代表を置き、管理組合やコミュニティ連絡会の窓口を担当する。

第5章 世話役会

第16条 会の円滑な運営を図るため、世話役会を設置する。

第17条 世話役会は、「第2章目的」に記載されている主旨の円滑な運営を図るため、次のことを行う。

- 会員名簿の整理(飼育状況、入退会の把握・整理等)
- クリーン活動等環境整備の取組み
- ペット飼育に関する情報提供
- 会員相互の親睦・情報交換の場作り
- ペット飼育に関する講演会の企画・実施
- 遵守事項の周知徹底
- 入会の許認可
- 全体会の開催
- その他

第18条 世話役会は、原則として2ヵ月に1回開催する。

第6章 会計

第19条 本会は、コミュニティ連絡会からの配当予算で運営する。

第20条 会の運営上、必要な場合には、会員から運営費を徴収することとする。運営費は活動内容によって、その都度決める。

第21条 本会の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第22条 別途、会計監査1人を会員から選出し、適切に執行できているか監査を受ける。

第7章 全体会

第23条 全体会は、原則として年3回開催とする。

但し、緊急を要する懸案事項が生じたときには、随時開催することができる。

第24条 会議の内容は、世話役会で話し合われたことを中心に据え、会員からの要望等について情報交換をする。

第25条 全体会での議決事項は、会員の過半数(委任状を含む)を以て成立する。但し、運営費については、会員の3/4(委任状を含む)以上を以て成立する。

第26条 クリーン活動は、原則として隔月開催とする。

第8章 遵守事項

第27条 犬の飼い主は、鎌倉市に登録し、鑑札を受領し、散歩時に首輪等着用する。(法的義務)

第28条 犬の飼い主は、狂犬病予防接種をし、接種済みシールを表札等に貼付すると共に、散歩時に首輪等に着用する。(法的義務)

但し、医師の診断により、免除された場合には、その限りではない。

第29条 「飼い主の会」会員ステッカーをメールボックス及び表札等に貼付する。

第30条 飼育できる犬の大きさは、中型犬(体長60cm程度、体重は問わない)までとする。但し、盲導犬や聴導犬などの介助犬については、大きさを問わない。

第31条 飼育できる頭数は、犬・猫共に1頭である。但し、飼い主がきちんと飼育できる場合には最高2頭までは許可する。それ以上は、如何なる理由にせよ違反とみなす。

第32条 野良猫に餌を与えないこと。

第33条 日々の飼育において、次のことを遵守する。

- ① 犬の飼い主は、大便是持ち帰り、小便是水等で洗い流し、環境に配慮すること。
- ② 犬の散歩時、リードは短めにし、飼い主・愛犬・相手の犬の保護に努める。
- ③ 猫は室内飼いとする。誤って外に飛び出した場合には、他に迷惑をかけぬよう直ちに保護すること。
- ④ 専有部分で飼育すること。
- ⑤ ベランダ、サービスバルコニー、階段室等共用部分においては、一時的であっても放し飼いをしてはならない。
- ⑥ 介助犬を除き、共用部分においては、ゲージに入れるか、或は抱きかかえるかにして通行する。
- ⑦ 専有部分以外で排泄をさせないこと。万が一、共有部分において排泄した場合には、他の住民に迷惑をかけぬよう、飼い主は、衛生面に配慮し、直ちに清掃の徹底及び消臭に努める。

- ⑧ 共有部分で、給餌、ブラッシング、抜け毛の処理などをしてはならない。犬・猫の毛の処理やゲージの清掃等は、専有部分で行う。その際、窓を閉めるなどをして、毛の飛散防止をする。
- ⑨ 犬・猫の排泄物をトイレに流したり、足洗い場や風呂の排水溝に流したりしてはならない。
- ⑩ 犬・猫の無駄吠えや糞尿等から発する悪臭による近隣住民への迷惑行為をしないよう、飼い主としてのモラルを高めること。
- ⑪ 犬の無駄吠えをさせないよう、飼い主としてきちんとしつけを行う。
- ⑫ 公園や砂場などで、犬の散歩をさせない。
- ⑬ 猫が飛び出し、他人の家の庭等で排泄をした場合には、飼い主は直ちに後始末を行うこと。
- ⑭ 長期外出の場合は、犬・猫を放置してはならない。ペットシッターに依頼する、ペットホテルや動物病院に預ける、他の会員等にお願いするなどの措置を講ずること。
- ⑮ 近隣住民から苦情が起こったときは、飼い主は自己責任として、速やかにその処理に当たらなければならない。
- ⑯ 地震等非常時災害時には、安全な場所に保護すると共に、他の居住者や犬・猫に危害を加えぬよう、飼い主が責任を持って飼育に当たる。
- ⑰ 飼育動物を虐待してはならない。
- ⑱ 繁殖等を目的にして、犬・猫を飼育してはならない。
- ⑲ 飼育している犬・猫による共有部分や他の住民の住居等の汚損、破損、また傷害等が発生した場合には、理由の如何に関わらず、飼い主が全責任を負うと共に、誠意をもって対応する。
- ⑳ 犬・猫が亡くなった場合には、火葬し、遺骨を動物霊園に葬るなど、人間と同様の葬儀を行う。死体を山中に埋めるなどの行為を禁ずる。

第34条 日々の飼育において、第30条・31条・33条を遵守する。飼い主が規約及び留意事項に度々違反し、改善勧告を受け入れない場合には、飼育を禁止すると共に、今後も飼育を認めないこととする。

付則

制定 平成19年10月21日
改正 平成20年5月18日
改正 平成27年4月1日
改正 平成28年9月24日